

# 仕 様 書

## 1-1 一般事項

### 1 適用範囲

- (1) この仕様書は「令和元年度『札幌市うちエコ診断』運営業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

### 2 用語の定義

この仕様書において「指示」「協議」及び「承諾」とは次の定義による。

- (1) 「指示」とは、委託者が受託者に対して指導助言することをいう。
- (2) 「協議」とは、委託者と受託者の間に業務に関して疑義等が生じた場合に、疑義等を解決することをいう。
- (3) 「承諾」とは、受託者が委託者の承諾を得ることをいう。

### 3 受託者の責務

受託者は契約の履行に当たって、次の事項に留意のうえ、本業務を行わなければならない。

- (1) 関係法規、規則等諸法令を遵守すること。
- (2) 本業務の処理に関し得た秘密について他に漏らさないこと。
- (3) 定められた期間内に業務を完了するよう、作業の円滑化につとめること。
- (4) 業務の実施にあたり委託者の指示等に従い、本業務の意図、目的を十分理解したうえで、最高の成果を得るように努力をすること。

### 4 疑義の解釈

本仕様書について疑義を生じた場合は、協議によりその解釈を定めること。

## 1-2 履行

### 1 提出書類

- (1) 受託者は、契約後所定の様式により関係書類を委託者に遅滞なく提出しなければならない。
- (2) 承諾及び協議は、原則として書面により行うものとする。また委託者の行う指示についても同様とする。

### 2 着 手

受託者は契約締結後すみやかに業務処理責任者を定め、委託者に通知しなければならない。

### 3 打合せ

- (1) 打合せは本業務着手時及び本業務の主要な区切りにおいて行うものとする。
- (2) 本業務の実施に当たって業務処理責任者は委託者と十分な連絡を取ること。

### 4 業務の完了

- (1) 受託者は、本業務を完了したときは、すみやかに当該委託業務の処理成果を記録した実績報告書及びその成果品を委託者に提出しなければならない。
- (2) 検査に際しては、成果品その他関係資料を整えておくものとし、業務処理責任者を出席させるものとする。

### 5 環境負荷低減に関する事項等

- (1) 本業務の履行においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (2) 本業務の履行において使用する商品、材料等は環境に配慮したものであること。
- (3) 関係法規、規則等、諸法令を遵守すること。

### 6 その他

- (1) この業務に関して生じる問題点については、委託者・受託者の双方が協議してこれを処理する。
- (2) 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報、その他情報を他に漏らし、又は目的外に使用してはならない。この契約が終了、又は解除された後においても、同様とする。契約終了後は、業務に用いたパソコンや紙媒体等に保存された個人情報は全て消去する。  
(別記「個人情報取扱注意事項」)
- (3) 本業務に係る著作権、印刷物および提出された原稿・データに関する権利は札幌市に帰属する。

## 2-1 業務概要

### 1 業務名

令和元年度「札幌市うちエコ診断」運営業務

### 2 目的

この業務は「札幌市うちエコ診断」を運営し、家庭内における電気、灯油、ガスなどのエネルギー消費を抑えた省エネ型ライフスタイルの普及を図るものである。

#### <用語解説>

##### ○うちエコ診断

うちエコ診断（以下「診断」という。）とは、省エネなどの知識を持った、環境省認定資格である「うちエコ診断士」（以下「診断士」という。）が、家庭ごとのエネルギー使用状況を「見える化」しながら診断を行い、各家庭のライフスタイルや機器・設備に合わせて省エネに関するアドバイスや提案を行うものである。

本業務は、申込の受付、事前調査票の発送・回収、申込者と診断士との割当調整（以下「マッチング」という。）、事後調査票の発送・回収及び結果の取りまとめ等、診断実施に必要な一連の作業を行うとともに、診断を実施できる企業や各種団体、イベント等において、診断世帯を集める業務を担う。

##### <診断の種類>

- ・窓口診断：受診者に診断窓口まで来所してもらい行う診断
- ・団体診断：企業や地域など、団体での申込を受け付け、団体が用意した場所で団体ごとに一定の期間内に行う診断
- ・イベント診断：市内で行われる様々なイベント会場で受診者を募集し、その場で簡易的に行う診断

##### ○うちエコ診断ソフト

家庭における電気、灯油、ガス等の使用量をもとに、CO<sub>2</sub>削減対策やその効果を分析・評価するソフトウェアのこと。環境省の管理下にある。

※診断実施にあたっては、環境省が提示する「**家庭エコ診断制度運営ガイドライン**」及び環境省によって選定された家庭エコ診断制度運営事務局が提示する「**うちエコ診断実施要綱**」を参考に進めること。

##### ○診断実施支援システム

診断士及び申込者の管理を行うための環境省が委託する団体が管理しているWEB上のシステム。申込者情報、診断結果のアップロードや事後調査票の回答結果など、診断情報は、全て本システムにおいて受託者が管理する。

### 3 業務内容

#### (1) 診断実施機関としての申請及び診断士の登録

本業務の受託にあたっては、家庭エコ診断制度運営事務局から、うちエコ診断実施機関の認定を受ける必要がある。受託者が認定を受けていない場合には、受託後すぐに下記ホームページから様式等をダウンロードし、申請を行うとともに、認定を受けること。なお、様式の記載内容等については、受託後、委託者との打合せで決定する。

また、認定後、診断士の確保、うちエコ診断実施機関（受託者）への診断士の登録などの各種手続きが必要となるので、家庭エコ診断制度運営事務局が定める方法に従い、一式の手続きも行うこと。

なお、平成30年度、札幌市うちエコ診断運営業務を受託し、うちエコ診断実施機関の認定を受けた事業者に登録した診断士は約10名であった。

<家庭エコ診断制度ホームページ>

<http://www.uchieco-shindan.go.jp/>

#### (2) うちエコ診断事務局の設置と運営

受託後、うちエコ診断運営事務局を立ち上げ、専用回線を設けるなどして、市民や診断士からの問合せに対して混乱のないように運営すること。

申込期間及び診断実施期間中に想定される問合せや連絡調整に、平日9時～17時まで対応可能な状態とすること。

#### (3) 診断士説明会の実施

今年度の事業内容に関する診断士説明会を開催すること。診断士との日程調整を行うとともに、委託者と協議しながら、資料の作成を行うこと。

当日は、委託者と会場設営を行うこと。進行については委託者が行うが、事業の進め方については受託者が説明を行うこと。また、欠席した診断士に対しては、資料を郵送すること。

#### (4) 診断実施の準備と実施の流れ（別紙1参照）

##### ア 窓口及び団体診断

10日間で10件の実施を見込む。

##### (ア) 申込者受付

申込みは、札幌市コールセンター、札幌市HPで受け付ける。募集期間は7月1日（月）～12月25日（水）を予定している。

##### (イ) 事前調査票の送付

申込受付後、以下の書類を発送する。送付・返送に係る費用は受託者が全額負担する。

##### ○診断実施要領

数 量：10枚程度

仕上り：A4片面

刷 色：片面4色刷り

内 容：申込者に対して、申込予約を確認するとともに、今後の流れをお知らせする。

○事前調査票及び記載例

数 量：10 枚程度

仕上り：【事前調査票】 A 3 両面 【記載例】 A 4 両面

刷 色：両面 4 色刷り

原 稿：委託者よりデータを支給する。

その他：事前調査票は 2 つ折りにし、記載例を挟み込む。

○返信用封筒

数 量：10 枚程度

サイズ：長形 3 号

その他：宛名等必要事項を記載しておくこと。返送用の切手を貼付すること。

(ウ) 診断会場の調整・確保

診断会場は、札幌市環境プラザ（北区北 8 条西 3 丁目札幌エルプラザ 2 階）の環境研修室等または申込団体が用意した会場を利用すること。

(エ) 診断日時の調整

申込者から事前調査票が返送されたら、マッチングを行い、調整後、以下の書類を送付する。申込者と連絡をとる際、事前調査票に空欄がある場合は、できる限り聞き取りを行い、空欄を埋めた状態にすること。なお、送付に係る費用は受託者が負担する。

また、診断士にはパスワードをかけたメールで申込者の事前調査票データを送付すること。

○日程通知ハガキ（申込者宛て）

数 量：10 枚程度

サイズ：通常ハガキ

刷 色：片面 4 色刷り

内 容：確定した診断日時、場所、当日の問合せ先などを通知する。宛名も記載すること。

(オ) 申込者及び診断士への事前連絡

a 申込者への事前周知

診断前日に申込者へ電話確認を行い、申込者の都合により、急きょ診断実施が取りやめとなることを防ぐ。

b 診断士への事前周知

診断場所、タイムスケジュールなど、診断前にメールで連絡しておく。

イ イベント診断

14 日間の実施で 260 件以上を目指す。

以下のイベントを想定しているが、目標件数に満たない場合は、追加でイベント診断可能な場所を提案し、実施すること。

<想定イベント>

	場所	日程
1	札幌ドーム	令和元年 8 月 12 日（月）～13 日（火）【2 日間】
2	アクセスサッポロ	令和元年 8 月下旬（予定）【2 日間】
3	青少年科学館	令和元年 10 月下旬（予定）【2 日間】

4	札幌ドーム	令和元年 11 月頃（予定）【2 日間】
5	チカホ	令和元年 11 月下旬～12 月上旬（予定）【2 日間】
6	つどーむ	令和元年 12 月頃（予定）【2 日間】
7	中央図書館	令和元年 12 月頃（予定）【2 日間】

診断士はイベント規模に応じて、1日あたり1～3名を配置する。イベント診断の実施日が確定したら、診断士の確保をすること。

イベント診断実施時には、会場設営、撤去、診断士のサポートを行う人員を1名用意するとともに、札幌ドーム及びチカホでは、呼び込み人員を1～2名程度用意すること。

(5) 診断当日について（窓口診断、団体診断、イベント診断いずれも同じ）

ア 必要なもの

- ・診断用長机（1台／診断士1名）、イス（3脚／診断士1名）
- ・事務局用長机及び椅子
- ・ノートパソコン3台（1台／診断士1名）（詳細は「(9) 備品について」参照）
- ・プリンター及び印刷用紙（詳細は「(9) 備品について」参照）
- ・省エネ関連パンフレット、札幌市事業パンフレット（事前に委託者と協議の上、用意）
- ・その他、必要書類等

イ 人員配置と運営について

診断当日は、申込者と診断士をサポートするスタッフを常時1名配置し、以下の業務を行うこと。

- ・会場設営（機の配置等については、事前に委託者と協議し、開始時間の約15分前までに診断ができる状態にすること。また、入口に張り紙をするなど、診断会場であることがわかるようにすること。）
- ・診断士及び申込者の誘導
- ・診断士のサポート（診断ソフトやプリンターの使い方に関する質問への対応）
- ・診断後、診断ソフトから作成されるデータの回収

ウ 診断に要する時間

<窓口診断・団体診断>

申込者1名につき、約1時間。診断会場の設営や診断士の出迎えを考慮したスケジュールを想定すること。なお、1日のうち、2名以上の診断を行う場合は、診断の間を10～20分程度空けることが望ましい。

<イベント診断>

申込者1名につき、約30分。申込みの度に診断を実施することになる。

(6) 受診後アンケートの実施と取りまとめ

診断終了後、その場で受診後アンケートを行い、Microsoft Excel を使って集計すること。

○受診後アンケート（2種類）

数 量：計270枚

仕上り：A4両面1枚

刷 色：両面 1 色刷り  
原 稿：委託者が提供する。

(7) 事後調査票の送付と取りまとめ

診断から約 2～3 カ月後に、省エネの取組状況等を把握するために実施するもの。以下の書類を受診者へ送付する。送付・返送に係る費用は受託者が全額負担する。

返送された事後調査票のデータは診断実施支援システムに入力する。未返送者へは電話がけを行うなど、8割以上の回収率を目指すこと。

○依頼文

数 量：270 枚  
仕上り：A 4 両面（おもて面は依頼文、うら面は記載例）  
刷 色：両面 1 色刷り  
原 稿：委託者が提供する。

○事後調査票

数 量：270 枚  
仕上り：A 4 両面  
刷 色：両面 1 色刷り  
原 稿：診断実施支援システムから出力

○診断結果レポート

数 量：270 枚  
仕上り：A 4 両面  
刷 色：両面 4 色刷り  
原 稿：うちエコ診断ソフトから出力

○返信用封筒

数 量：270 枚  
サイズ：長形 3 号  
その他：宛名等必要事項を記載しておくこと。返送用の切手を貼付すること。

(8) 診断実施支援システムの管理

申込者及び診断士の管理は、診断実施支援システム上で行う。申込時、マッチング時、診断終了時、事後調査票送付・回収時等にデータをアップロードもしくは入力する必要がある。

(9) 必要備品について

業務受託後、早急に次の備品を用意すること。

ア ノートパソコン 3 台

1 人の診断士に対して 1 台使用する。

＜うちエコ診断ソフトの動作環境＞

・OS：Windows 7 SP1、Windows 8.1、Windows 10

※Windows7 SP1 は、令和 2 年 1 月 14 日にマイクロソフトのサポートが終了する。サポート切れの状態では PC を使用しないよう注意すること。

- ・CPU：CPU クロック 1.0GHz 以上
- ・メモリ：OS の推奨システム要件を満たしていること
- ・ソフトウェア：.NET Framework 4.6.1

#### イ カラープリンター及び消耗品（紙・インク）

診断時には、うちエコ診断ソフトに表示された内容を印刷する必要があるため、カラープリンターを用意すること。なお、最大3台のパソコンから印刷するため、パソコンの数と同じ台数のプリンターを用意するか、複数台のパソコンから無線で印刷できるプリンターを用意すること。

#### ウ 首掛け式ネームカードホルダー（診断士10名分）

診断士証を持っている診断士には診断当日の診断士証の持参を呼びかけ、用意した首掛け式ネームカードホルダーに入れて診断を行うよう促すこと。診断士証がない診断士には、ネーム札を用意すること。

#### (10) 会場費について

窓口診断の際に使用する会場使用料を負担すること（会場は、札幌市環境プラザ環境研修室等）。また、団体診断については、申込みのあった団体の身近な施設に出向くこと。

#### (11) 診断士謝金について

診断実施に伴い、うちエコ診断士へ謝金を支払うこと（別紙2参照）。

#### (12) 診断士更新研修会の更新手数料について

登録診断士が、令和2年2月頃開催される、うちエコ診断士更新研修会の受講対象である場合は、診断士が参加するための更新手数料（平成30年度は5,000円/人）を負担すること。

なお、現在の札幌市うちエコ診断実施機関登録診断士のうち、受講対象予定者は10名である。

#### <参考>診断件数について

##### ○平成28年度（2016年度）実績

窓口診断5件（4日間）、団体診断9件（2日間）、イベント診断286件（22日間）計300件

##### ○平成29年度（2017年度）実績

窓口診断1件（1日間）、イベント診断260件（14日間）計261件

##### ○平成30年度（2018年度）実績

窓口診断0件、イベント診断333件（17日間）計333件

##### ○令和元年度（2019年度）想定

窓口診断・団体診断計10件（1件程度/日×10日間）、イベント診断260件（19件程度×14日間）を目安として、合計で270件以上を目指す。

なお、記載した数量は予定数量であり、その数量の発注を保証するものではない。

## 4 成果品

成果品は次のとおりとする。また、報告書納入時には本市担当職員と打合せの上、承諾を受ける



ものとする。

- (1) 受託者は、業務が完了したときは、以下の(4)に示す成果品を提出し検査を受けるものとする。
- (2) 受託者は、市の指示がある場合、履行期間途中においても成果品の部分引き渡しを行うものとする。
- (3) 本業務で得た全ての成果品は札幌市に帰属するものとし、札幌市の許可なく第三者に貸与又は公表してはならない。
- (4) 提出すべき成果品は次のとおりとする。
  - ア 業務報告書（1部）及びそのデジタルデータ（PDF形式なども提出する）
  - イ 作成したデータのデジタルデータ（Word、Excel、PDF形式等）

## 5 業務の履行期間

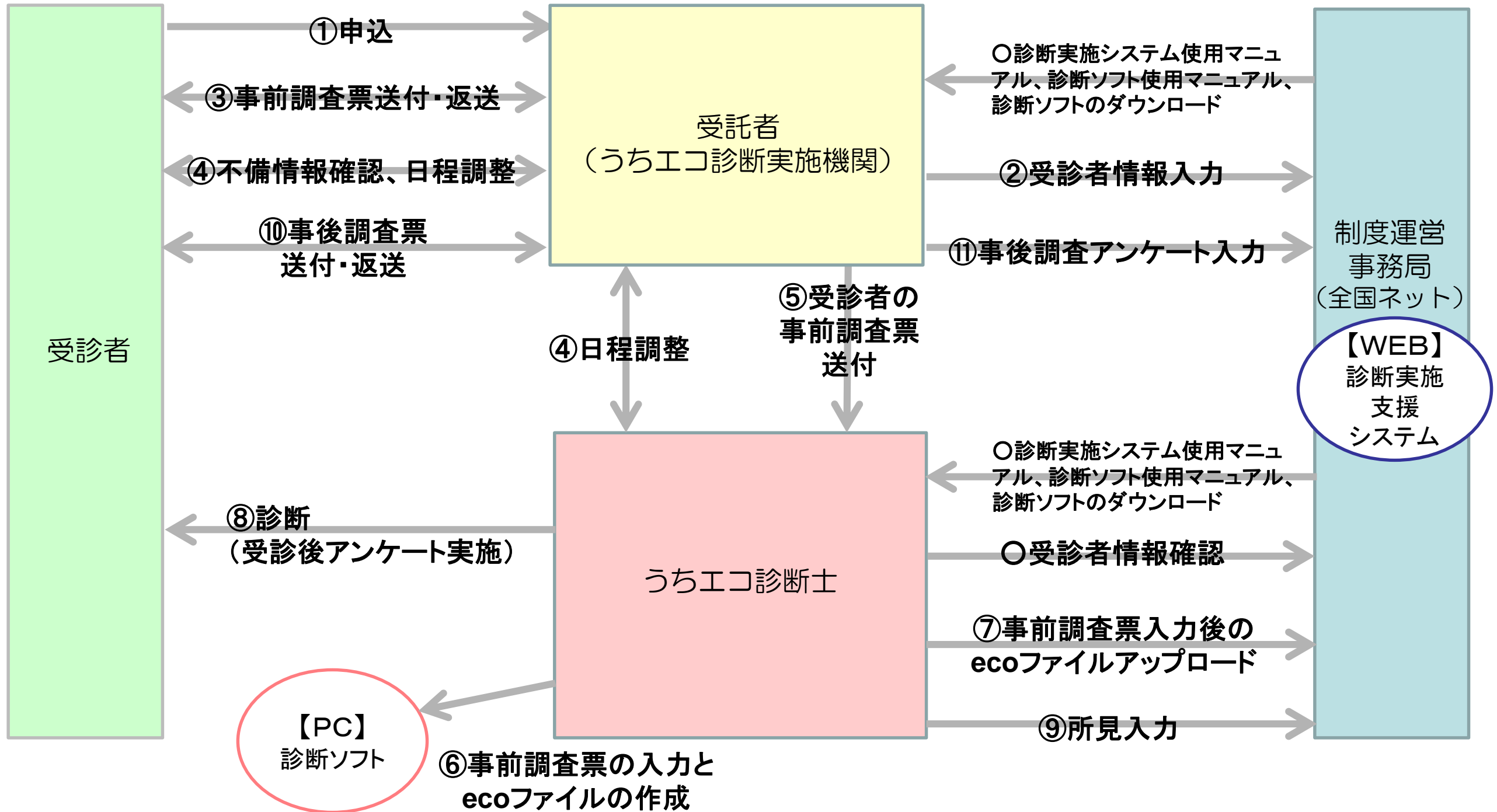
契約の日から令和2年3月31日（火）まで

## 6 業務担当者

環境局 環境都市推進部 環境計画課 推進係 深澤

TEL: 011-211-2877 FAX: 011-218-5108

うちエコ診断実施の流れ（窓口診断、団体診断）



※イベント診断については、事前調査票をその場で書いていただき、診断を実施します。⑧以降の流れは同じです。

## 札幌市うちエコ診断士運用要領

平成 24 年 2 月 16 日

環境局長決裁

最近改正 平成 27 年 6 月 24 日

### (趣旨)

第 1 条 この要領は、札幌市うちエコ診断士制度運営要綱の規定に基づく札幌市うちエコ診断士（以下「診断士」という。）の委嘱要件や活動内容について必要な事項を定める。

### (委嘱要件)

第 2 条 診断士は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 診断を受ける方との良好なコミュニケーションができる。
- (2) 診断士として積極的に診断活動に従事できる。
- (3) パソコン・プリンタ等の OA 機器を容易に操作できるとともに、電子メールを利用できる。

### (遵守事項)

第 3 条 診断士に認定された者は、個人情報保護規程や倫理規程に従って活動する。

### (任期)

第 4 条 診断士の任期は、委嘱した年度の年度末を限度とする。ただし再任を妨げない。

### (活動内容)

第 5 条 札幌市からの依頼を受け、うちエコ診断、省エネ・節電相談、省エネ講習会等の活動を行う。

### (時間)

第 6 条 各活動内容の時間は、次の各号のとおりとする。

- (1) うちエコ診断は、1 件あたり 30 分から 2 時間程度までとする。
- (2) 省エネ・節電相談は、1 件あたりの時間を設けない。
- (3) 省エネ講習会は、1 件あたり 1 時間から 2 時間程度までとする。

### (謝金)

第 7 条 謝金は、うちエコ診断（イベント等で不特定の来場者に対して実施する場合を除く。）1 件の実施につき 3,000 円、省エネ講習会 1 件の実施につき

10,000 円（所得税及び復興特別所得税を除く。）、省エネ・節電相談及びイベント等で不特定の来場者に対してうちエコ診断を実施する場合については、1時間の従事につき1,200円に交通費800円を加えた額とする。

2 前項の規定にかかわらず、民間企業等（札幌市の委託先を除く。）の診断実施機関に属するうちエコ診断士については、謝金を支給しない。

（庶務）

第8条 この事業に関する事務は環境局環境都市推進部が行う。

#### 附則

この要領は平成24年2月16日から施行する。

この要領は平成25年6月11日から施行する。

この要領は平成26年6月4日から施行する。

この要領は平成27年6月24日から施行する。